

清水中学校生徒会役員選挙規則

第1章 総則

第1条 この規則は生徒会規約に従い生徒会本部役員・議長を選ぶものである。

第2条 生徒一人一人の自由意志によって、公明正大で民主的な選挙が行われることを目的とする。

第2章 選挙管理委員会と役員

第3条 選挙管理委員会は、各学級より選出された各1名によって構成する。

第4条 本会には次の役員を置く。

委員長1名・副委員長2名・書記1名

第5条 役員の任期は4月より翌年の3月までの1年間とする。

第3章 選挙管理委員会の仕事

第6条 本会は、下記の仕事を行う。

- 1 選挙の告示を行う
- 2 立候補者の受付、選挙公報の発行
- 3 選挙運動一切の管理
- 4 投票所の準備及び開票結果の発表

第7条 本会の役員及び委員は次の仕事を行う。

- 1 委員長は本会を代表し委員会の運営及び立候補者並びに責任者の承認を行う。
- 2 副委員長は委員長を助け委員長が欠けたときは委員長の任務にあたる。
- 3 書記は会議の議案作成及び委員会の記録や発表を行う。
- 4 委員は選挙に関する諸処の仕事を行う。

第4章 立候補

第8条 立候補は本人の自由意志によってできる。

第9条 信任投票で不信任になったものは再立候補ができる。

第5章 立候補者の選挙運動

第10条 選挙運動期間は受付後、投票日の前日までとする。

第11条 選挙管理委員は、どの立候補者にも、一切の選挙運動はできない。

第12条 立会演説会は委員会の定めた日に行う。

第13条 個人演説会は委員会の定めに従って行う。

第14条 ポスターは次の定めに従って作る。

- 1 委員会の定めた用紙を使用する。
- 2 ポスターは校舎内の廊下の掲示板・窓ガラス・その他委員会の定めた場所に掲示する。
- 3 枚数は15枚以内とする。

第6章 投票及び開票

第15条 投票の仕方，方法，順序，期日，時間，場所などは委員会がその状況に応じて決定し発表する。

第16条 開票は選挙管理委員会の顧問の先生の立ち会いの下で行う。

第17条 開票は投票日と同じ日に行い，学校長の承認を得て，翌日発表する。

第18条 次の投票は無効とする。

- 1 世紀の投票用紙を用いていないもの。
- 2 単記，連記の投票で定員以上に記号の数をつけたもの。
- 3 無関係のことを書いてあるもの。
- 4 記入があやふやなもの。
- 5 白書や指定以外の記号を書いたもの。

第7章 投票

第19条 選挙は有効投票数の最も多いものから順に当選とする。

第20条 対立候補のいないときは，校長の承認を得て当選とする。

第8章 補欠選挙

第21条 本部役員に欠員が生じた場合は，選挙終了後30日以内のときは次点繰り上げ当選とし，それ以降は補欠選挙を行う。その任期は前任者の残任期間とする。

(平成3年4月1日部分改定)